

大和市告示第107号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱及び大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月29日

大和市長 古谷田 力

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱及び大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱の一部を改正する要綱

（大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱の一部改正）

第1条 大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱（平成29年大和市告示第74号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同記第2号キ」の次に「からケまで」を、「あつては、」の次に「順次乗じて得た額を」を加える。

別記中「）及び」を「）並びに」に、「に準ずる」を「、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号）及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）に準ずる」に改め、同記第1号ケ中「同一建物減算」の次に「次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める単位」を加え、(ア)を削り、同号ケ(イ)中「同一敷地内建物等」を「事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下この号において「同一敷地内建物等」という。）」に、「1回につき所定単位数」を「所定単位」に改め、同号ケ(イ)を同号ケ(ア)とし、同号ケ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 事業所において、当該月の前6月間に提供した訪問型従前相当サービスの利用者の総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が正当な理由なく100の90以上である事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者（(ア)に掲げる利用者を除く。） 所定単位に100分の12を乗じて得た単位

(ウ) 同一敷地内建物等に居住する利用者（(ア)及び(イ)に掲げる利用者を除く。）又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者 所定単位に100分の10を乗じて得た単位

別記第1号コ(ア)中「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）」を「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ」に、「1000分の245」を「1000分の270」に改め、同号コ(イ)中「介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）」を「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ」に、「1000分の224」を「1000分の287」に改め、同号コ中(オ)を削り、同号コ(エ)中「1000分の145」を「1000分の170」に改め、同号コ(エ)を同号コ(カ)とし、同号コ(ウ)中「1000分の182」を「1000分の207」に改め、同号コ(ウ)を同号コ(オ)とし、同号コ(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 所定単位に1000分の249を乗じて得た単位を加えた単位

(エ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 所定単位に1000分の266を乗じて得た単位を加えた単位

別記第2号ク(ア)中「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）」を「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ」に、「キ」を「ケ」に、「1000分の245」を「1000分の270」に改め、同号ク(イ)中「介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）」を「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ」に、「1000分の224」を「1000分の287」に改め、同号ク中(オ)を削り、同号ク(エ)中「1000分の145」を「1000分の170」に改め、同号ク(エ)を同号ク(カ)とし、同号ク(ウ)中「1000分の182」を「1000分の207」に改め、同号ク(ウ)を同号ク(オ)とし、同号ク(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 所定単位に1000分の249を乗じて得た単位を加えた単位

(エ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 所定単位に1000分の266を乗じて得た単位を加えた単位

別記第2号クを同号コとし、同号キの次に次のように加える。

ク 業務継続計画未策定減算 所定単位に100分の1を乗じて得た単位

ケ 同一建物減算 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める単位

(ア) 事業所における1月当たりの利用者が事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下この号において「同一敷地内建物等」という。）に50人以上居住する建物に居住する利用者 所定単位に100分

の15を乗じて得た単位

(イ) 事業所において、当該月の前6月間に提供した訪問型サービス・活動Aの利用者の総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が正当な理由なく100の90以上である事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者（ア）に掲げる利用者を除く。） 所定単位に100分の12を乗じて得た単位

(ウ) 同一敷地内建物等に居住する利用者（ア）及び(イ)に掲げる利用者を除く。）又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者 所定単位に100分の10を乗じて得た単位

別記第3号ケ中「口腔機能向上加算」の次に「次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める単位」を加え、同号ケに次のように加える。

(ア) 口腔機能向上加算（I） 150単位

(イ) 口腔機能向上加算（II） 160単位

別記第3号チ(ア)中「介護職員等処遇改善加算（I）」を「介護職員等処遇改善加算（I）イ」に、「1000分の92」を「1000分の111（当該事業所における利用定員（以下この号において「利用定員」という。）が19人未満の場合にあつては、1000分の117）」に改め、同号チ(イ)中「介護職員等処遇改善加算（II）」を「介護職員等処遇改善加算（I）ロ」に、「1000分の90」を「1000分の120（利用定員が19人未満の場合にあつては、1000分の127）」に改め、同号チ中(オ)を削り、同号チ(エ)中「1000分の64」を「1000分の83（利用定員が19人未満の場合にあつては、1000分の89）」に改め、同号チ(エ)を同号チ(カ)とし、同号チ(ウ)中「1000分の80」を「1000分の99（利用定員が19人未満の場合にあつては、1000分の105）」に改め、同号チ(ウ)を同号チ(オ)とし、同号チ(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 介護職員等処遇改善加算（II）イ 所定単位に1000分の109（利用定員が19人未満の場合にあつては、1000分の115）を乗じて得た単位を加えた単位

(エ) 介護職員等処遇改善加算（II）ロ 所定単位に1000分の118（利用定員が19人未満の場合にあつては、1000分の125）を乗じて得た単位を加えた単位

（大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱の一部改正）

第2条 大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱（平成29年大和市告示第75号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「別表に規定する」を「別表第1号及び第4号から第6号までに規定する単位数の合計から同表第2号及び第3号に規定する単位数を減じて得た」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

番号	区分	単位数
1	介護予防ケアマネジメント	442単位
2	高齢者虐待防止措置未実施減算	前号に規定する単位数に100分の1を乗じて得た単位
3	業務継続計画未策定減算	第1号に規定する単位数に100分の1を乗じて得た単位
4	初回加算	300単位
5	委託連携加算	300単位
6	介護職員等処遇改善加算	第1号、第4号及び第5号に規定する単位数の合計から第2号及び第3号に規定する単位数を減じて得た単位数に1000分の21を乗じて得た単位

備考 単位の算定に当たっては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号）に準ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に行ったサービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。